

☎総和庁舎 Tel.92-3111
📍古河庁舎 Tel.22-5111
☎三和庁舎 Tel.76-1511
🏥健康の駅 各課直通電話番号
🏠古河福祉の森会館 Tel.48-6881～4
各庁舎の住所は30ページをご覧ください

市役所から

各施設の臨時休館

■燦SUN館・図書館・図書室

期日 6月15日(月)、7月20日(月)

※はなももプラザの図書サービスも利用できません。

※Web予約システムも利用できない時間帯があります。

問 三和図書館Tel.75・1511

■古河福祉の森会館

期日 6月20日(土)・21日(日)

問 ⑥健康づくり課

マイナンバーカード交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を持参してください。指定場所以外で交付希望の場合は、7月8日(水)までにご連絡ください。また、申請方法のサポートも行います。

日時 7月12日(日)

8時30分～12時、13時～17時

場所 ③市民総合窓口課

問 ③市民総合窓口課

②受給者証の記載内容に変更がある人(被保険者証の変更等)

③新たに受給者証の交付を受けようとする人

※更新手続きが必要な人で、マル福の申請が遅れた場合、手続きを行った月からの受給となります。

問 ⑤国保年金課

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により免除、一部免除(一部納付)または猶予される制度があります。

令和2年度の免除・猶予申請は7月1日(水)から受け付けます。必ず令和元年中の所得申告を済ませてから申請してください。

持参物 年金手帳、認め印

※代理申請の場合は、代理人の身分を証明するものを持参。

申請窓口 ④国保年金課、③市民総合窓口室

問 ④国保年金課

市立小中学校で

留守番電話対応を開始

教職員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するこ

マイナポイント制度が始まります

マイナポイント制度は、キャッシュレス決済サービスを利用した人に、利用金額の25%分のポイントを国が付与するものです(5千ポイントを上限)。

■マイナポイント利用方法

①マイナンバーカードを取得

※マイナポイントの利用時期が近づくと、申請が混み合い、交付までに時間がかかることがあります。

②マイナポイントを予約

期限 8月31日(月)

③マイナポイントを申し込み

期間 7月1日(水)～

④マイナポイントを利用

期間 9月1日(火)～令和3年3月31日(水)

問 ③企画課



ふるさと納税返礼品の協力事業者募集

ふるさと納税制度を活用して地域産業の振興を図るため、寄付者(市外に住む人)への返礼品として、商品やサービスを提供する事

業者を随時募集しています。
返礼品の条件

①市の魅力をPRでき、地域産業の振興につながる商品であること

②換金性の高いものや金額の記載がある優待券等でないこと

問 ③企画課



情報公開制度・個人情報保護制度の令和元年度実施状況

■情報公開制度の実施状況

①情報公開請求・申出件数…47件(公開32件、一部公開14件、非公開1件)

②実施機関別請求・申出件数…47件(市長43件、教育委員会2件、議会2件)

③審査請求件数…0件

④出資法人等を対象とした要綱に基づく申出件数…0件

■個人情報保護制度の実施状況

①個人情報取扱事務の登録件数…1024件

②自己情報開示請求…18件(開示14件、一部開示3件、非開示1件)

③審査請求件数…0件

問 ③総務課

令和2年度市民税・県民税納税通知書を送付します

納付方法は普通徴収(現金または口座振替による個人納付)と公的年金からの特別徴収(年金からの天引き)となります。内容をご確認の上、期限内に納付をお願いします。

発送予定日 6月12日(金)

問 ⑤市民税課

医療福祉費(マル福)

受給者証の更新

■母子・父子家庭、重度心身障害者の人へ

現在のマル福受給者証の有効期限は6月30日(火)です。受給要件を満たす人には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。

マル福の受給要件は、令和元年中の所得が基準となります。所得の申告をしていない人は、申告を済ませてください。

■次の①～③いずれかを満たす人は窓口で更新手続きが必要です
①本人および扶養義務者の所得が確認できない人

道路の破損個所を見かけたら

道路に穴が開いていると、車両事故や歩行時に転倒などを招き、大変危険です。道路破損箇所を見つけたときは、ご連絡ください。※現地の住所と目標物などをご確認の上、ご連絡ください。

問 ③道路整備課

児童手当・特例給付現況届の提出を

児童手当・特例給付を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届けは、前年の所得や6月1日現在の状況を確認し、6月以降も引き続き手当てを支給できるか審査するためのものです。対象者には6月上旬に必要書類を通知します。転居などで通知が届かないときは、ご連絡ください。

※公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

提出期限 6月30日(火)

問 ③子ども福祉課

